

福祉用具購入費と住宅改修費の受領委任払いが始まります

高齡介護課介護給付係 ☎ 23 6 1 2 5

要介護（支援）認定を受けた被保険者が、登録している福祉用具販売業者から福祉用具を購入したり、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行う場合、介護保険の給付が受けられます。

これまで、福祉用具の購入と住宅改修の保険給付は、利用者がいったん費用の全額を業者に支払い、その後、市に支給申請をして、保険給付対象費用内で九割分が払い戻される「償還払い方式」で支給してきました。

負担）に支給されます。

【住宅改修費の対象種目】手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止や移動をしやすくするための床（または通路）面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、これらの対象となる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修※年間二十万円を限度（一割自己負担）に支給されます。

利用前に相談してください

福祉用具の購入と住宅改修の保険適用には条件がありますので、利用する前に必ず担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に相談してください。

販売業者・施工業者のみなさんへ 「受領委任払い方式」で保険給付を受けるためには、大崎市に受領委任払い事業者の登録をすることが必要となります。登録申請は随時受け付けます。

春の全国火災予防運動

く消えるまで ゆっくりの元とらめっ子

防災安全課消防担当 ☎ 23 5 1 4 4

三月一日から三月七日までは、春の全国火災予防運動が実施されます。

火災が発生しやすいこの時期に、火災予防の一層の徹底を図り、火災の発生を未然に防ぐことと、高齢者等を火災から守ることを重点に、火災予防運動が実施されます。

大崎市では昨年中に六十四件の火災が発生しました。前年に比べ九件減少しています。地域ごとの件数は表のとおりです。

種別の火災発生状況(平成 21 年)

地域	建物	林野	車両	その他	合計(前年比)
古川	16	0	4	8	28(+1)
松山	0	0	1	1	2(+1)
三本木	1	0	0	1	2(-6)
鹿島台	2	1	0	1	4(-4)
岩出山	8	2	2	4	16(+9)
鳴子温泉	1	1	1	1	4(-7)
田尻	3	0	2	3	8(-3)
合計	31	4	10	19	64(-9)

住宅用火災報知器の設置はお済みですか？

平成二十年六月からすべての住宅（戸建、共同住宅）に設置が義務化され、設置した家庭には「住警器シール」を配付しています。平成二十一年十二月現在で、市内の住宅用火災警報器の普及率は五十一・六一％（住警器シール配付による数値）となっています。まだ設置していない場合は、早期の設置をお願いします。

消防広場

日時 三月六日(土) 10時～13時
場所 スーパーセンターラスト岩出山店
内容 屋外展示▼はしご車搭乗体験、地震体験、煙中体験、初期消火体験、消防車両の展示、写真撮影など
屋内展示▼心肺蘇生法・AED操作体験、住宅用火災警報器設置啓発、老朽化消火器の適切な取り扱い



▲設置した家庭には「住警器シール」を配布しています。防災安全課または各総合支所総務課までお問い合わせください。

国民健康保険の手続きは十四日以内に

保険給付課国民健康保険担当 ☎ 23 6 0 5 1

春は就職、転職、転入、転出など異動の多い時期です。それに伴い、国民健康保険の手続きが必要になる場合があります。もう一度手続きについて確認し、忘れずに手続きを行ってください。

国民健康保険に加入する人

職場の健康保険に加入している人やその扶養家族になっている人以外は、必ず国民健

康保険（国保）に加入しなければなりません。

主な届出先

国保に加入したときや、喪失したときは、十四日以内に市民課、各総合支所または各地区出張所の担当窓口へ届出をしてください。

届け出が遅れると

国保の加入日・喪失日は、

届け出をした日ではなく、職場などの健康保険を離脱した日、あるいは加入した日の翌日です。国保税は加入した月分から計算しますので、届け出が遅れると、さかのぼって納めることとなりますので注意してください。

また、国保の喪失の届け出が遅れ、その間に国保の保険証で病院にかかっていた場合は、医療費のうち、国保が負担

退職者医療制度について

年金を受給している六十歳から六十五歳未満の人で、厚生年金や共済年金などの加入期間が二十年以上、または四十歳以降に十年以上ある人は退職者医療制度に該当します。

また、本人と同一世帯にいる六十五歳未満の配偶者などで、年収が百三十万円（六十歳以上は百八十万円）未満の人も該当します。

該当すると、その人の医療費十割のうち、国保の負担となる七割が社会保険などからの交付金でまかなわれます。

国保税額や医療費の負担割合は通常の国民健康保険の人と同じですが、国保財政の負担を軽減するため、該当する人は手続きをお願いします。 ※公簿などの確認により該当する人には、退職者医療用の保険証を送付することがあります。

次のような異動があったときは必ず14日以内に届け出ましょう！

届け出が必要なおきの具体例	必要なもの	
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき 職場の健康保険をやめたとき（退職時・任意継続保険脱退時） 子どもが生まれたとき	・転出証明書 ・職場の健康保険をやめた証明書 ・国民健康保険被保険者証
国民健康保険を喪失するとき	他市区町村へ転出するとき 職場の健康保険に加入したとき ※郵送でも申請できます。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。	・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険被保険者証 ・加入した健康保険の保険者証
その他	死亡したとき	・国民健康保険被保険者証 ・死亡を証明するもの
	退職者医療制度に該当したとき	・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・年金証書（厚生・共済など）
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	・国民健康保険被保険者証
その他	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	・本人確認できるもの（運転免許証など）
	就学により別に住所を定めたとき	・国民健康保険被保険者証 ・在学証明書など

*手続きの際には、同一世帯で、すでに国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険被保険者証も持参してください。
*職場の健康保険を離脱したとき、加入したときなどの手続きには、年金の手続きも必要となる場合がありますので、年金手帳も用意してください。
*窓口で本人確認を行いますので、運転免許証などを持参してください。

市長選挙 市議会議員一般選挙 が行われます

四月二十九日任期満了に伴う大崎市長選挙、市議会議員一般選挙が次の日程で行われます。

告示日 四月十一日(日)
投票日 四月十八日(日)

区分	定数	選挙区
市長	1	大崎市全域
市議会議員	34	大崎市全域

この選挙に立候補を予定している人を対象に、説明会を次のとおり開催します。説明会では、立候補に必要な手続きの説明のほか、必要書類の交付と記載方法等の説明を行いますので、立候補予定者（代理人）は必ず出席してください。

立候補予定者説明会

日時 三月十日(木)
市長選挙 10時～
市議会議員一般選挙 14時～
場所 パレットおおさき

選挙管理委員会事務局 ☎ 23 9 1 2 4